

やはばの

ふくくし



社協公式LINE
QRコード

No.149
●発行●
令和5年6月1日

社協ホームページ
QRコード



笑顔花咲く✿児童館

徳田児童館



お兄ちゃんと遊ぶの楽しいな

煙山児童館



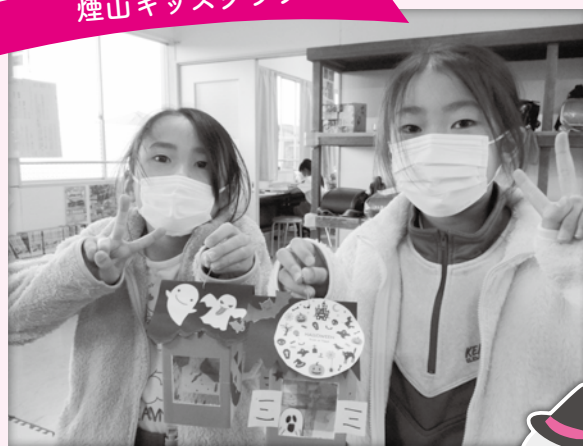
進級お祝い会

不動児童館



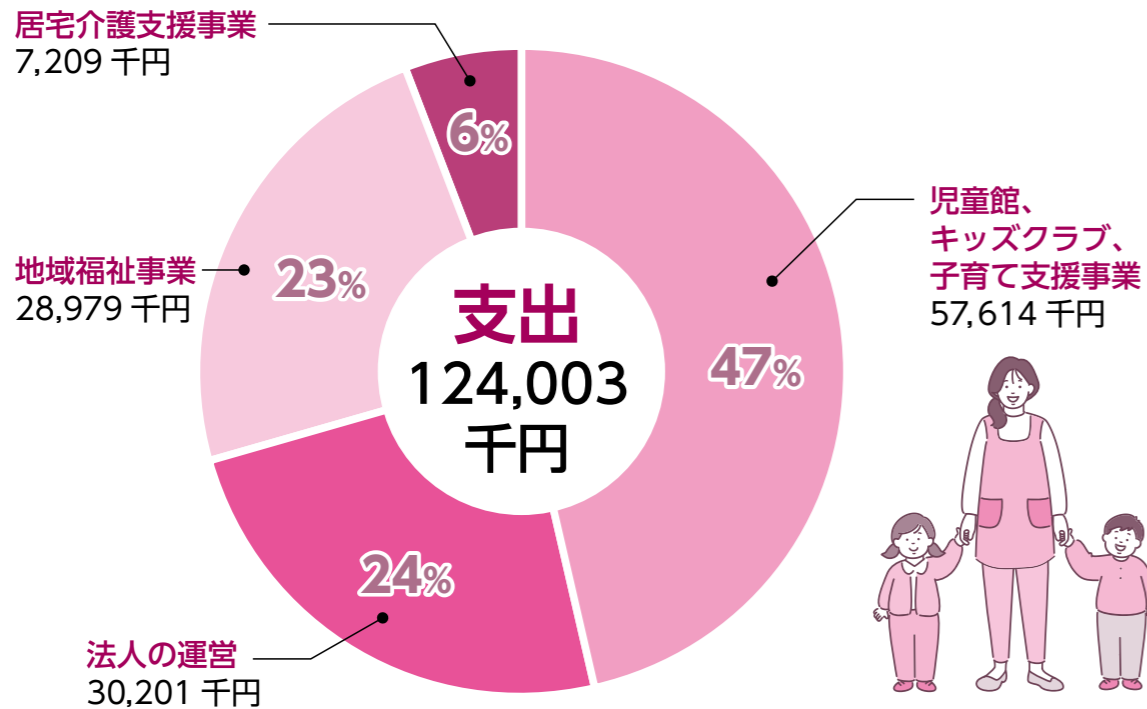
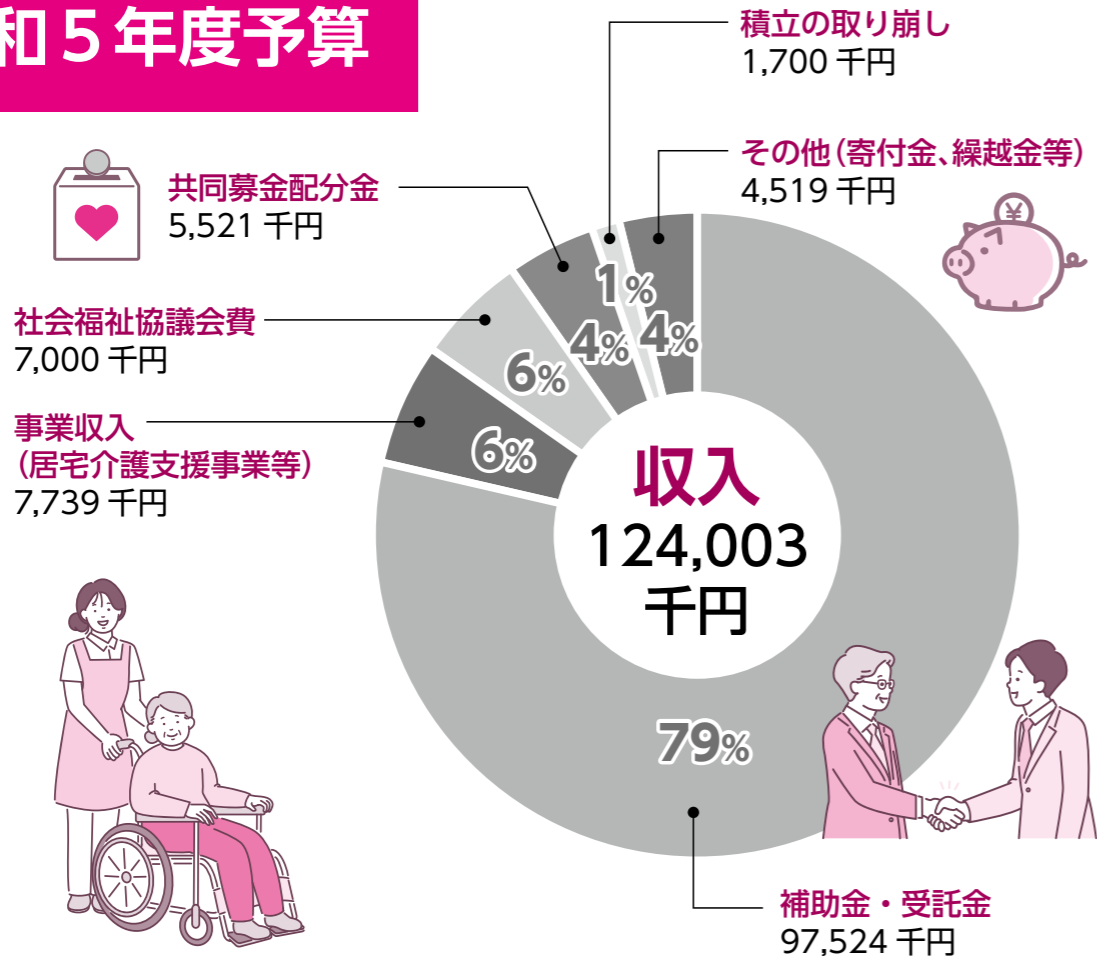
クリスマスツリー飾り

煙山キッズクラブ



おばけのおうち作り

矢巾町社会福祉協議会 令和5年度予算



誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり

令和5年度矢巾町社会福祉協議会 事業計画について

新型コロナウイルス感染症が5月8日から第5類に移行されましたが、必要な感染対策を講じながら事業を進めてまいりますのでご協力をよろしくお願い致します。

矢巾町社会福祉協議会は、町民の皆様のご賛助や赤い羽根共同募金助成金、補助金・受託金・寄付金等を財源として、地域福祉活動を推進しています。令和5年度も、子どもからお年寄りまで誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりを目指して、地域のニーズの把握、ボランティア活動への支援、行政機関や福祉団体との連携強化に努めます。

新型コロナウイルス感染症の影響等により「つながり」の形が大きく変容している中、すべての人が生きがいを持ち住み慣れた地域で安心して生活するために、多様な生活支援や介護予防、社会参加の必要性が高まっています。

当協議会では、生活支援コーディネーター（SC）の活動による生活支援・介護予防を推進し、支え合いの地域づくりを行い、併せて、地域を支えるボランティアの育成や子どもから大人まで誰もが集う「コミュニティ食堂」を支援し、地域で支え合う体制づくりの強化を推進します。

また、昨年度に引き続き町と協働で重層的支援体制整備事業に取り組み、生活課題のある方々に対し、自立した生活を送ることができるよう関係機関と連携しながら、伴走型支援を行います。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により減収した世帯等を対象とした「生活福祉資金特例貸付」は償還が順次開始されています。償還にあたっては、家計相談等継続的ごまやかな対応を行い、償還によって生活再建が困難にならないよう支援を行います。

矢巾町社会福祉協議会では、だれ一人取り残さない共生社会の実現を目指して、地域住民の皆様と共に「支えあいの地域づくり」に取り組みまいります。

地域活動事業一般

- ① 重層的支援体制整備事業への取り組み
- ② 日常生活自立支援事業の実施
- ③ 暮らしの専門相談所の開設
- ④ 生活福祉資金・たすけあい金庫の貸付、相談支援
- ⑤ 生活困窮者自立支援事業の実施
- ⑥ 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動の展開
- ⑦ 犯罪防止活動への協力
- ⑧ 日常生活たすけあい隊の活動推進
- ⑨ やはば生活支援ネットワーク事業の実施
- ⑩ ふれあい広場の開催
- ⑪ バリアフリー映画会の開催
- ⑫ フードドライブ&サニタードライブ事業
- ⑬ フードパントリー事業の実施
- ⑭ 金婚式の開催 等

高齢者・障がい者福祉事業の推進

- ① 生活支援コーディネーターによる地域の支え合いの推進
- ② 一人暮らし高齢者の支援や集いの開催
- ③ 高齢者の社会参加、健康づくりの推進
- ④ 配食サービスの実施
- ⑤ 買い物送迎サービス事業の実施
- ⑥ 老人クラブ活動の支援
- ⑦ 身体障害者協議会の活動支援
- ⑧ こびりっこサロン等「地域の居場所」の推進
- ⑨ 児童館サロンの開催
- ⑩ 高齢者・障がい者等の見守り事業の推進
- ⑪ 通院等を目的とした車イス車両による移動支援サービス事業の実施
- ⑫ 居宅介護支援事業所の運営 等

児童福祉事業の推進

- ① ボランティア協力校・福祉教育事業の展開
- ② ひとり親家庭の交流事業の実施
- ③ コミュニティ食堂の設置・運営・協力
- ④ 徳田・煙山・不動児童館、煙山キッズクラブの運営
- ⑤ 地域子育て支援拠点事業「うさちゃんのへや」の開催
- ⑥ 母子寡婦福祉協会の活動支援 等

ボランティア活動の推進

- ① ボランティア養成講座の開催
- ② ボランティア研修会の開催
- ③ ボランティアの活動推進
- ④ ボランティア登録と派遣に関する連絡調整
- ⑤ ボランティアによる福祉サービス提供の調整
- ⑥ 災害に係るボランティア派遣の連絡調整 等

矢巾町社会福祉協議会 令和4年度決算

その他(寄付金、繰越金等)
36,668千円

共同募金配分金
5,066千円

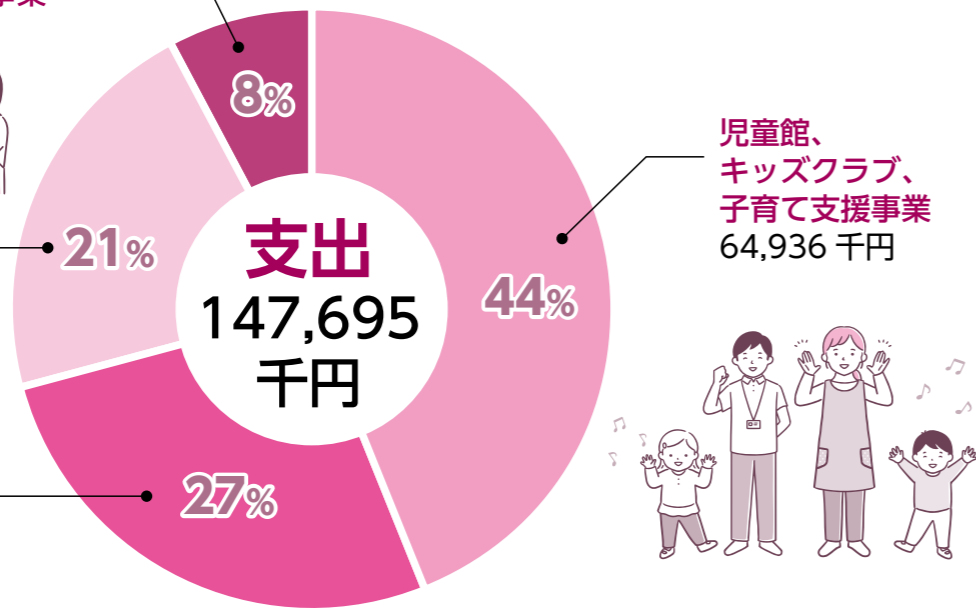
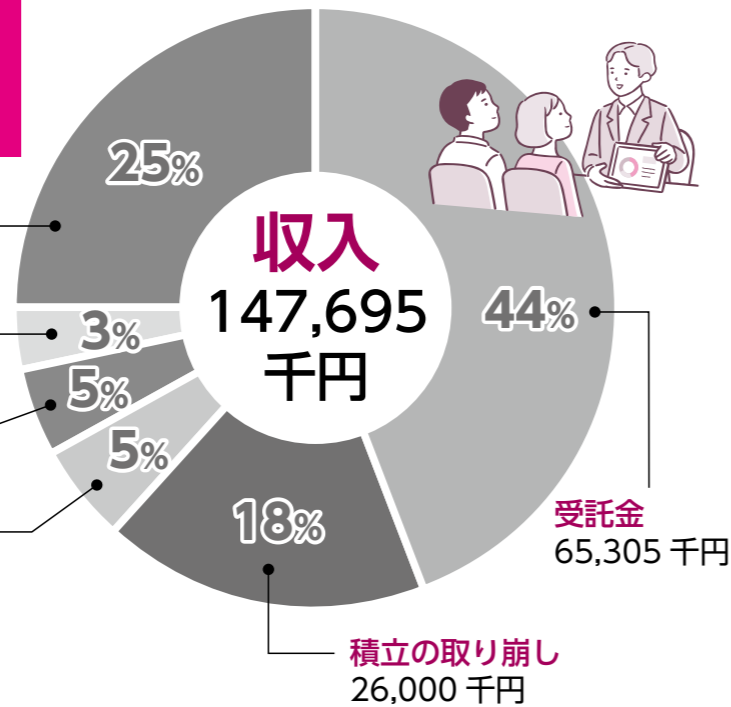
社会福祉協議会費
6,816千円

事業収入(居宅介護支援事業等)
7,840千円

居宅介護支援事業
11,346千円

地域福祉事業
31,629千円

法人の運営
39,784千円



貸借対照表 (単位:円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産(1)	40,117,196	流動負債(5)	9,011,852
固定資産(2)=(3)+(4)	115,692,209	固定負債(6)	57,128,870
基本財産(3)	1,000,000	負債の部(7)=(5)+(6)	66,140,722
その他の固定資産(4)	114,692,209	純資産の部	
		基本金(8)	1,000,000
		その他の積立金(9)	55,956,485
		次期繰越活動増減差額(10)	32,712,198
		純資産の部合計(11)=(8)+(9)+(10)	89,668,683
資産の部合計(1)+(2)	155,809,405	負債及び純資産の合計(7)+(11)	155,809,405

令和4年度矢巾町社会福祉協議会 事業報告

第2期矢巾町地域福祉活動計画に基づき、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる町」を目指し、町や関係機関、福祉団体、ボランティア等、地域に関わるすべての方と連携しながら、各種福祉事業を展開しました。特に生活支援コーディネーター(以下SC)1名を専任で配置し、町内4つの社会福祉法人に配置されている第2層SCと連携しながら、支援の必要な高齢者等の生活を地域で支えあう仕組みづくりを推進しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響等、様々な理由や要因により生活に困りごとを抱える世帯に対し、相談援助や生活福祉資金等の貸付、フードパントリーを実施し、自立に向けた支援を行いました。コロナ禍でもアクセスしやすい窓口となることを目的に、新たに社会福祉協議会公式LINEを開設し、情報発信を行うとともに個別相談にも対応し、住民の皆様が社会福祉協議会を身近に感じていただけるよう努めました。

主要事業

● 生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター事業)

支援が必要な高齢者等の日常生活について、地域で支え合う体制づくりを推進するため、町からの委託を受け第1層生活支援コーディネーター(以下SC)1名を専任で配置し、町内4つの社会福祉法人に配置されている第2層SCと連携しながら活動を行いました。いつまでも住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、地域課題・社会資源の把握に努め、把握した課題について適切な専門機関や地域資源へのつなぎを行いました。また、サロン等の「地域の居場所」の立ち上げに向けた働きかけや支援を行い、介護予防と住民同士の交流の場を拡充しました。

● 重層的支援体制整備事業に関すること

① 相談支援体制の強化

関係機関との協力体制構築や適切な相談機関へのつなぎを行うとともに、コロナ感染症の影響等、様々な理由から困りごとを抱えた方や生活に困窮する世帯への生活福祉資金やたすけあい金庫の貸付を行いました。また、弁護士等による暮らしの専門相談所を開設し、住民の困りごとに対応しました。併せて、食料品やサニタリー用品を届けるフードドライブ&サニタリードライブ事業、子育て世帯を対象としたフードパントリー事業を実施しました。

② 就労体験事業の実施

町内社会福祉法人・医療法人による「やはば生活支援ネットワーク事業推進協議会」による“お仕事体験”や、地域の企業や団体等の協力による就労体験の提供を行いました。

③ 地域づくり事業・居場所系事業の実施

地域の居場所「こびりっこサロン」や生活支援組織「日常生活たすけあい隊」の運営支援に加え、参加者の性別、年齢等を問わない「フリースペース」に参画し、多様な居場所づくりを推進しました。矢巾町母子寡婦福祉協会が運営する町内コミュニティ食堂「ここかむ食堂」は、新型コロナウイルス感染症対策のため弁当配布へと形式を変えて、毎月3回開催しました。

● ボランティアの協力による事業

① 声の広報

広報誌を朗読したCD等を視覚に障がいのある方へ配布しました。

② ふれあい弁当(配食サービス)

ボランティアの調理・ボランティアの配達による配食サービスを実施しました。

③ おでかけ送迎サービス

通院等を目的に、車イス車両を使用した送迎サービスを実施しました。



● ボランティアの育成・啓発

① ボランティア入門講座の開催

ボランティアに興味がある方、ボランティアを始めたい方向けに、基礎的な内容を中心とした講座を開催しました。

② ジュニアボランティア探検隊

町内の小学生が社会福祉・ボランティア活動の重要性について体験を通じて理解を深める機会として実施しました。

③ 小学生福祉講座 キャップハンディ体験

障がいのある方や高齢者等、ハンディキャップのある方への理解を深め、障がいの有無に関わらず相手を思いやる気持ちを育む機会として各小学校と連携しながら実施しました。

● バリアフリー映画会

障がいの有無を問わず誰もが映画を楽しむことができる「バリアフリー映画会」を開催しました。令和4年度は、午前の部、午後の部と内容を変え、子どもから大人まで幅広い世代に鑑賞いただきました。



● ふれあい広場

コロナ禍であることを考慮し、子どもから大人まで、障がいの有無に関わらず誰もが楽しむことができるようステージ発表を中心に開催しました。

● 社会福祉協議会公式LINEの開設

社会福祉協議会を身近に感じてもらい、アクセスしやすい窓口となることを目的に公式LINEアカウントを開設し、各種情報発信を行うと共に、各種事業の申込やボランティア登録の問合せ・相談に対応しました。

また、対面相談に抵抗がある方や、時間に制約がある方等の個別相談にも活用し、柔軟な相談支援を行いました。

● 居宅介護支援事業所の運営

要介護状態にある高齢者に対し、本人の選択に基づき、公平中立なサービスが提供されるよう居宅介護支援を行いました。

● 徳田・煙山・不動児童館 煙山キッズクラブの運営

児童の健全育成や子育て家庭への支援、何より子どもと家族が「安心して安全に利用できる居場所」となるよう、運営を行いました。


また、近隣住民との地域交流事業の実施や、子育てに不安を持つ保護者の相談支援を行いました。



無料で食料品を配布します

フードパントリー開催

様々な事情から、経済的に困りごとを抱えている子育て世帯を対象にフードパントリーを実施します。以下を確認の上、お申込ください。

対象となる方	矢巾町在住で、 経済的に困りごと のある子育て世帯 (高校生までのお子様がいる世帯に限る)
配布日時・場所	令和5年7月30日(日) 10:00~12:00 矢巾町公民館2階 第1研修室
配布数	20世帯分 ※申込多数の場合は抽選とさせていただきます。あらかじめご了承ください。
申込方法	①原則、矢巾町社会福祉協議会公式LINEでお申込みください。 ※LINEでの申込が難しい場合は電話、メールでの申込可 右記、QRコード読み取り、またはラインID「@140gxgay」を検索いただき「矢巾町社会福祉協議会公式LINE」を登録ください。 登録後、トーク画面にて以下②の必要事項を入力し、送信してください。 ②申込の際に、氏名・住所・電話番号・家族構成をお知らせください。 また、当日の 受取希望時間 を次の①~④の中から選び記載ください。 ① 10:00 ② 10:30 ③ 11:00 ④ 11:30  社協公式LINE QRコード
申込期間	令和5年6月5日(月)~7月13日(木)まで ※厳守
その他	当日は社会福祉協議会相談員が常駐しておりますので、生活の困りごとについてお気軽にご相談ください。

フードパントリーで配布する食料を受付しています。ご協力いただける方は社会福祉協議会までご連絡ください。
※生鮮食品、冷蔵冷凍品、賞味期限が近いもの以外を募集しています。

~この事業は、個人または各団体からの寄付で実施しています~

楽しく健康づくり♪ いきいきウォーキング参加者募集中!!

矢巾町社会福祉協議会及び矢巾町老人クラブ連合会では、下記のとおり「いきいきウォーキング」の一般参加者を募集します。

老人クラブ会員と一緒に、初夏の城内山を歩きますか？

- 【日時】 令和5年6月30日(金) 午前10時
- 【場所】 煙山ダム駐車場から城内山山頂までの往復(約4km)
- 【参加費】 1人100円
- 【定員】 10名 ※老人クラブ会員へは、単位老人クラブ会長を通じ案内します
- 【その他】 日程や持ち物等の詳細は、申し込まれた方に後日通知いたします

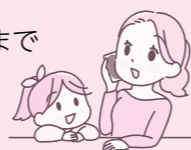
▶申込・問合せ 矢巾町社会福祉協議会 まで



ひとり親家庭等無料 弁護士相談開催

岩手県内にお住まいのひとり親家庭の方(母子家庭、父子家庭、寡婦)を対象に弁護士による無料弁護士相談を行います。ひとりで抱え込まずご相談ください。(要予約)

- 【日時】 令和5年8月22日(火) 10:00~15:00
- 【場所】 矢巾町役場2階会議室
- 【弁護士】 高橋法律事務所 望月敦允氏
- 【予約・問合せ】 岩手県母子寡婦福祉連合会 TEL 623-8539
- または、矢巾町社会協議会まで TEL 611-2840

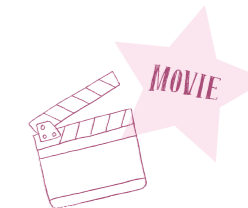


みんなで一緒に楽しもう!! 令和5年度「バリアフリー映画会」のご案内

【バリアフリー映画会について】

視覚や聴覚に障がいのある方を含め、誰もが映画を楽しむことができるように、以下の工夫を行います。

- ① 出演者のセリフや擬音が表示される「日本語字幕」と、人の動きや場面の状況を説明する「音声ガイド」付の映画の上映
- ② 車イスのまま鑑賞可能な席や母子室の確保
- ③ 通常の映画館より照明を明るめに、音量は小さめに設定
- ④ 出入口を常時開放し、上映中の出入りが自由
- ⑤ 上記について来場者の理解と啓発を図る



◎ その他特別な配慮が必要な方は、事前に下記連絡先までご相談ください。

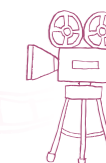
【参加対象】 どなたでもご来場、ご鑑賞いただけます。

【上映日程・上映作品】 令和5年7月8日(土) 矢巾町文化会館「田園ホール」

	午前の部	午後の部
開場・上映開始時間	開場 9時 上映開始 10時	開場 13時 上映開始 14時
	※開場時間前の入場はできかねますのでお控えください。	
上映作品	劇場版ポケットモンスターココ (2020年)	最強のふたり (2011年)
作品内容	ジャングル奥地で仲間と暮らす頑固者のポケモン、ザルード。ある日川辺で見つけた人間の赤ん坊を見捨てられず、ココと名付けて群れを離れ、ふたりで暮らすことに。それから10年、森にやってきたサトシとピカチュウに出会い、初めて人間の友達ができたココの胸の中に、少しずつ疑問が芽生え始める。自分はポケモン?それとも人間? ポケモンと人間、ちょっと変わった親子の物語。	パラグライダーによる不慮の事故で、首から下が麻痺になってしまった大富豪のフィリップは、新しい介護者を探していた。スラム出身で刑務所を出たばかりの青年ドリスは、生活保護の申請に必要な不採用通知を得るため面接にきたが、フィリップに採用されることに。共通点の少ない二人が、ぶつかり合いながらも次第に互いを受け入れ、友情を育んでいく物語。
上映時間	98分(1時間38分)	113分(1時間53分)

【入場について】

- 入場、鑑賞は無料です。
- 午前の部、午後の部両方にご参加いただけます。
- 事前の整理券やチケットの配布はございません。
- 当日健康状態をご確認の上、ご来場ください。



ご相談、ご質問、お問い合わせは
社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会 までお気軽にどうぞ

☎ 611-2840

成年後見制度出張相談会開催

高齢や障がいにより、生活や財産について不安をお持ちの方、「成年後見制度」について知りたい方、話を聞いてみたい方を対象に、もりおか広域成年後見センターによる出張相談会を開催します。

【日 時】 令和5年7月28日 (金) 午後1時～4時

【会 場】 矢巾町役場2階 2-4会議室

【対 象】 矢巾町民

【費 用】 無料

【申 込 み】 事前予約制

※矢巾町社会福祉協議会 (611-2840) までご連絡ください

【相談機関】 もりおか広域成年後見センター

成年後見制度とは？

認知症等により判断能力が不十分な方に代わり、「成年後見人」が本人の希望に沿いながら、財産管理や必要なサービスの契約等を行う制度です。

※本相談会は、令和6年1月25日 (木) にも開催予定です。

～コロナ特例貸付の返済等にお困りの方へ～

次のような事情で緊急小口資金等の返済にお困りではありませんか？

- ◆災害にあってしまった
- ◆病気で働くことができない
- ◆失業してしまった
- ◆多重債務がある
- ◆収入が低くて生活が苦しい
- ◆水道、電気、ガス代等の公共料金を支払うことができない
- ◆返済のお知らせが届いたが、内容が理解できない 等

返済時期を遅らせたり(猶予)、毎月の返済額を減らす方法があります。

また、様々な生活の困りごとを伺い、解決に向け一緒に考えていきます。

まずは社会福祉協議会までお気軽にご相談ください。▶ TEL 611-2840

※矢巾町社協公式 LINE から個別に相談できます！



「暮らしの専門相談所」カレンダー (令和5年7月～10月)

* 暮らしの専門相談所開設日程 * (受付は30分前までとなります)

期 日	曜 日	開 設 時 間	相 談 内 容	相 談 に あ た る 人 ・ 機 関
7月	7日	金	午後1時～午後4時	人権 人権擁護委員
	14日	金	午前10時～午後3時	法律 弁護士
	21日	金	午前9時～正午	行政 行政相談委員
8月	4日	金	午後1時～午後4時	人権 人権擁護委員
		金	午前10時～午後3時	法律 弁護士
	18日	金	午前9時～正午	行政 行政相談委員
9月	1日	金	午後1時～午後4時	人権 人権擁護委員
	8日	金	午前10時～午後3時	法律 弁護士
	15日	金	午前9時～正午	行政 行政相談委員
	22日	金	午後1時～午後4時	心配ごと 民生児童委員
10月	6日	金	午後1時～午後4時	人権 人権擁護委員
	13日	金	午前10時～午後3時	法律 弁護士
	17日	火	午後1時～午後4時	登記・相続 司法書士
	20日	金	午前9時～正午	行政 行政相談委員

矢巾町社会福祉協議会では、様々な生活課題に対応する「暮らしの専門相談所」を開設しています。個人情報等の秘密は厳守しています。一人で悩まず相談所をご利用ください。相談は無料です。

※弁護士と相談されたい方はあらかじめ時間予約が必要ですので、下記に連絡の上予約してください。

(相談したい内容はあらかじめ簡条書きにまとめてください。)

予約電話 **611-2840** 矢巾町社会福祉協議会 (矢巾町役場内)

この広報は、みなさんからの会費や赤い羽根募金の配分を受けて発行しています。

